

## 1 総則（共通）

### □ (1) 一般

ア 本特記仕様書は、旭川市土木部公園みどり課が発注する土木・造園工事に適用する。

- 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。
- 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に係わる補正係数（積雪寒冷地域）は適用しない。
- 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象であるため、「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- 本工事は、完全週休2日及び月単位の週休2日交代制工事の対象であるため、「週休2日工事実施要領」を確認すること。
- 本工事において、「情報共有システム」を利用する際は、「情報共有/電子納品運用ガイドライン」を確認すること。
- 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正（試行）の対象工事であるため、P.16、17を確認すること。

イ 本工事の施工は、本特記仕様書、北海道土木工事共通仕様書（以下「土木工事共通仕様書」と言う。）及び「公示用設計図書」に基づき実施することとするが、本特記仕様書と土木工事共通仕様書に同様の項目がある場合は、本特記仕様書を優先する。

ウ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まない。

エ この公示用設計図書のうち設計書（工事内訳書）に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。

オ 1日未満で完了する作業の積算について

- (ア) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- (イ) 請負人は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
- (ウ) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- (エ) 請負人は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。
- (オ) 通年の維持管理業務など人工精算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。

## カ 技能士

(ア) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級又は2級)をあてること。

(作業例:造園, 石材施工, 型枠施工, 鉄筋施工, 防水施工 等)

(イ) 技能士は、工事の施工にあたって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導を行うこと。

(ウ) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可により省略することができる。

## キ デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

(ア) デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

(イ) 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。

(ウ) 対象工事では、以下のaからdの全てを実施することとする。

### a 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### b デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

請負人は、同条aの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。

小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### c 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条bに示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「9-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### d 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、同条bに示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負人はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することができる。

(2) 北海道建設部土木工事共通仕様書の読み替えについて

ア 令和7年10月改訂版 北海道建設部土木工事共通仕様書に記載されている以下の契約書の条名について、旭川市建設工事請負契約約款の条名に読み替える。

北海道建設部土木工事共通仕様書			旭川市建設工事請負契約約款
ページ			
I-1-1-6	第17条	→	第18条
I-1-1-7	第30条, 第36条, 第37条	→	第31条, 第37条, 第38条
I-1-1-7	第30条第2項	→	第31条第2項
I-1-1-8	第17条第1項	→	第18条第1項
I-1-1-10	第8条第2項	→	第9条第2項
I-1-1-10	第8条	→	第9条
I-1-1-13	第19条	→	第20条
I-1-1-13	第25条	→	第26条
I-1-1-14	第17条第5項, 第19条, 第20条及び第21条第1項	→	第18条第5項, 第20条, 第21条及び第22条第1項
I-1-1-14	第17条第5項	→	第18条第4項
I-1-1-14	第23条第2項	→	第23条第2項
I-1-1-14	第19条	→	第20条
I-1-1-14	第23条第2項	→	第23条第2項
I-1-1-14	第20条	→	第21条
I-1-1-14	第23条第2項	→	第23条第2項
I-1-1-14	第21条第1項	→	第22条第1項
I-1-1-14	第23条第2項	→	第23条第2項
I-1-1-15	第14条第1項	→	第15条第1項
I-1-1-15	第14条第9項	→	15条第9項
I-1-1-18	第8条第2項第3号, 第12条第2項又は第13条第1項	→	第9条第2項第3号, 第13条第2項又は第14条第1項
I-1-1-18	第16条及び第30条	→	第17条及び第31条
I-1-1-23	第30条	→	第31条
I-1-1-23	第16条第1項	→	第17条第1項
I-1-1-23	第36条	→	第37条
I-1-1-23	第37条	→	第38条
I-1-1-23	第36条	→	第37条
I-1-1-24	第32条	→	第33条
I-1-1-25	第10条	→	第11条
I-1-1-33	第27条	→	第28条
I-1-1-36	第32条	→	第33条
I-1-1-36	第8条	→	第9条
I-1-1-41	第8条第5項	→	第9条第5項
I-1-1-41	第28条	→	第29条
I-1-1-41	第28条第4項	→	第29条第2項
I-1-1-41	第25条	→	第26条
I-1-1-41	第7条	→	第8条

イ 土木工事共通仕様書に記載されている次の語句を次のとおり読み替える。

ページ			
I-1-1-5	北海道建設部	→	旭川市
I-1-1-5	「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」	→	旭川市契約事務取扱規則
I-1-1-5	「北海道請負工事検査要領」	→	旭川市契約事務取扱規則